

事 務 連 絡

令和 6 年 2 月 2 8 日

日本行政書士会連合会 御中

法務省民事局総務課公証係

電子定款の認証手続におけるウェブ会議の利用促進について(依頼)

電子定款の認証手続における公証人の面前審査については、平成 31 年 3 月から、ウェブ会議により実施することが可能となっておりますが、スタートアップ支援及び創業環境の整備を図るため、本年 3 月 1 日から全国の公証役場を対象に、公証役場への来所の希望がない限り、ウェブ会議の利用を原則とする新たな運用を開始することとしました(別添 1 参照。なお、発起人の設立意思等の公証人法上求められている確認をウェブ会議で十分に行うことができない事情がある場合には、公証役場に来訪いただいた上で対面での面前審査を行うこととなります。)

ウェブ会議は、代理人による場合にも利用することが可能となっており、専門資格者の皆様にも、ウェブ会議を原則とする政府方針を踏まえ、積極的にウェブ会議を活用いただきたいと考えていますので、貴会会員に周知方よろしくお願いいたします。

なお、御希望があれば、ウェブ会議ではなく、公証役場に来訪して対面で面前審査を受けることも可能ですが、政府方針を踏まえ、ウェブ会議の利用が原則であることを利用者に広く周知するとともに、公証人が合理的な理由なくウェブ会議の利用を拒否するなど不適切な取扱いがされることを防止し、適正な事務の遂行を徹底するため、公証役場での対面の面前審査を希望される場合には、当面の間、「ウェブ会議の利用を希望しない旨の申告書」(別添 2)の提出を求める運用も併せて実施することとしましたので、御理解・御協力の程よろしくお願いいたします。